

令和3年6月21日

公立大学法人横浜市立大学
理事長 小山内 いづ美 様

公立大学法人横浜市立大学

監事 太田 眞晴



令和2年度決算監査報告書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの業務及び会計の執行状況を監査いたしました。

その結果について、以下のとおり報告します。

1 監査方法の概要

経営審議会及びその他会議に出席するとともに、本学の関係者及び会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表及び決算報告書について監査をしました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人（PwC あらた有限責任監査法人）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 財務諸表は、必要な事項を正しく示しているものと認めます。
- (3) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 理事長及び理事の業務執行に関しては、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められません。

以上

令和3年6月21日

公立大学法人横浜市立大学
理事長 小山内 いづ美 様

公立大学法人横浜市立大学

監事 玉越 浩美



令和2年度決算監査報告書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの業務及び会計の執行状況を監査いたしました。

その結果について、以下のとおり報告します。

1 監査方法の概要

経営審議会及びその他会議に出席するとともに、本学の関係者及び会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表及び決算報告書について監査をしました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人（PwC あらた有限責任監査法人）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 財務諸表は、必要な事項を正しく示しているものと認めます。
- (3) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 理事長及び理事の業務執行に関しては、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められません。

以上